

### 03 消防設備保守点検業務 参考仕様書

#### 1 業務の目的

本業務は、由比ガ浜地下駐車場に設置された消防設備に対して、本仕様書および関係法令等に従い点検を行い、その結果を関係機関へ報告することで、当該設備を良好な状態に維持することを目的とする。

#### 2 対象設備

本業務における保守点検の対象設備は消防設備とし、明細は表2-1のとおりとする。

表2-1 消防設備一覧

設備名	機器名	数量
1 消火器	ABC20 型粉末消火器	14 台
	ABC10 型粉末消火器	77 台
2 泡消火設備	泡薬剤貯蔵容器	1 基
	加圧送水装置	1 組
	起動装置	1 基
	閉鎖型感知ヘッド	743 個
	泡ヘッド	1701 個
	制御盤	1 面
	自動警報弁	7 個
	圧力検知装置	7 個
	一斉開放用手動起動装置	168 個
	減圧開型一斉開放弁	157 個
	泡薬剤混合装置	1 組
	呼水装置	1 基
	消火水槽	1 基
	消火用補給水槽	1 基
3 自動火災報知設備	受信機 R 型	1 面
	発信機 P 型 1 級	21 個
	中継器 4 回線	13 台
	差動式分布型感知器	2 個
	差動式スポット型感知器	377 個
	定温式スポット型感知器	73 個
	光電式スポット型煙感知器	63 個
	表示灯	21 灯
	電鈴 (音響装置)	21 個
4 誘導灯及び誘導標識	誘導灯	64 灯
5 防・排煙設備	連動盤	1 面
	煙式感知器	27 個
	熱式感知器	28 個
	防火ダンパー	56 個
	防火シャッター(リリース)	19 個
	フッサー	16 個
	排煙口	65 個
	排煙用手動開放装置	65 個
	起動盤	2 面
排煙ファン	2 台	
6 非常警報設備	起動装置	1 個

設備名	機器名	数量
6 非常警報設備	スピーカー	118 個
	増幅器操作装置 360W	1 面
	自動火災報知連動装置	1 台
7 連結放水管	送水口	2 個
	放水口	3 個
8 連結散水設備	散水ヘッド	28 個
	放水口	5 個
9 発電設備	電圧 210V(定格容量 375KVA)	1 組
10 直流電源装置	整流装置100V系	1 組
	シール型鉛蓄電池	54 セル

※設備の設置箇所等の詳細については、別添図面を参照

### 3 業務概要

#### (1) 保守点検等の頻度・内容

「消防法」、「消防法施行令」、「消防法施行規則」等に基づく点検を行う際は、点検者の資格及び点検周期は表3-1のとおりとし、その他、点検内容は次のア～ウの最新改正版に定めるところによる。

なお、点検周期の表記は、次による。

- ・「6M」は、6月毎に行うものとする。
- ・「1Y」は、1年毎に行うものとする。

ア「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法及び点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年消防庁告示第9号)

イ「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)

ウ「消防用設備等の点検要領の全部改正について」(平成14年消防予第172号)

表3-1 消防用設備等の種類別の点検資格・点検周期

消防用設備等の種類		点検資格		点検周期		
		消防設備士 (甲種・乙種)	消防設備 点検資格者	機器 点検	総合 点検	
消防の用に供する設備	消火設備	消火器具	第6類	第1種	6M	—
		屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備	第1類			1Y
		泡消火設備	第2類			
		不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	第3類			
		動力消防ポンプ設備	第1類、第2類			
	警報設備	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備	第4類	第2種	6M	1Y
		漏電火災警報器	第7類			—
		消防機関へ通報する火災報知設備	第4類			1Y
		非常警報設備	第4類、第7類			—
	避難設備	避難器具(すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他)	第5類	第2種	6M	1Y
誘導灯及び誘導標識		第4類、第7類(注)	—			

消防用水		第1類、第2類	第1種	6M	—
消火活動上必要な施設	排煙設備	第4類、第7類	第2種	6M	1Y
	連結送水管	第1類、第2類	第1種		
	連結散水設備	第1類、第2類	第1種		—
	非常コンセント設備、無線通信補助設備	第4類、第7類	第2種		—
・非常電源 配線等	非常電源専用受電設備、蓄電池設備、自家発電設備、燃料電池設備	非常電源、配線又は総合操作盤が附属される各消防用設備等の点検資格を有する者		6M	1Y
	配線			—	
	総合操作盤			6M	

注) 第4類(甲種・乙種)又は第7類(乙種)のうち、電気工事士又は電気主任技術者の免状の交付を受けている者

「建築基準法」等に基づく点検の点検内容、点検周期は、表3-2～表3-4のうち、対象設備に該当する項目とする。

なお、点検周期の表記は、次による。

- ・「6M」は、6月毎に行うものとする。
- ・「1Y」は、1年毎に行うものとする。

#### ①防火シャッター

表3-2 防火シャッター

点検項目	点検内容	点検周期
1. 外観点検 (1)建具 防火シャッター	①防火シャッターの周囲に閉鎖上又は避難上障害となる物品等の放置がないことを確認する。 ②閉鎖時に避難方向の誘導のために設置された表示、方向指示等がはっきり分かることを確認する。 ③開閉機構部の油漏れ及びモーターの過熱及び異常音の有無を点検する。 ④ブレーキ装置及びリミットスイッチの機能状態の良否を確認する。 ⑤軸受部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉器の取付け状況を確認する。(常時閉鎖式に限る。) ⑥スプロケットの設置の状況を確認する。(常時閉鎖式に限る。) ⑦軸受部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況を確認する。(常時閉鎖式に限る。) ⑧ローラーチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況を確認する。(常時閉鎖式に限る。) ⑨カーテン部のスラット及び座板の劣化の状況を確認する。 ⑩カーテン部の吊り元の劣化及び損傷の並びに固定の状況を確認する。 ⑪ケースの劣化及び損傷の状況を確認する。 ⑫まぐさ及びガイドレールの劣化及び損傷の状況を確認する。	6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M 6M
(2)自動閉鎖装置	①自動閉鎖装置の取付け状態の良否及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 ②温度ヒューズ付シャッターの場合は、規定の温度ヒューズであること並びにヒューズ本体及び取付け部の状態が正常であることを確認する。 ③手動閉鎖装置の操作の障害となる物品の放置がないこと及び著しい変形、損傷、腐食等の有無を確認する。	6M 6M 6M
(3)連動制御器	①変形、損傷、腐食等の有無を確認する。 ②電圧計の指示が適正であること又は電源監視用の表示灯が点灯することを確認する。 ③結線接続部の端子との接続に緩み、脱落、損傷等の有無を確認する。 ④接地線が接地端子に接続されていることを確認する。	6M 6M 6M 6M
(4)感知器	①変形、損傷、脱落、腐食等の有無を確認する。 ②設置位置及び設置場所に適応する感知器が設けられていることを確認する。 ③熱感知器の感知部に機能障害となる塗装等がなされていないことを確認する。	6M 6M 6M

2. 機能点検 (1)自動閉鎖装置	認する。 ④ 煙感知器にあつては塵埃、微粉等が付着していないこと並びに水蒸気及び腐食性ガスの滞留等によって機能上支障となる状況の有無を確認する。	6M	
	① シャッター閉鎖用の手動閉鎖装置又は押しボタンにより、シャッターの閉鎖及び正常に作動することを確認する。	6M	
	② 連動制御器の起動信号により、シャッターが正常に作動することを確認する。	6M	
	③ ハンドル、チェーン等は、手動巻き上げ操作が容易であること及び巻き上げ操作中に途中で停止できることを確認する。	6M	
	④ 連動制御器に作動表示がされることを確認する。	6M	
	⑤ 閉鎖用音響装置がある場合は、閉鎖中に鳴動することを確認する。	6M	
	(2)連動制御器	① 連動作動試験は、感知器の加熱又は加煙試験において当該回線の端末機器を作動させ、作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	6M
		② 遠隔操作試験は、端末機器の作動状況点検時において、連動制御器の遠隔操作スイッチを操作し、当該回線の端末機器を作動させ作動表示灯の点灯及び音響装置が鳴動することを確認する。	6M
		③ 付属装置の試験は、感知器又は自動閉鎖装置の作動により他の付属装置等に移報するものは、移報信号がでることを確認する。	6M
	(3)感知器	① 補償式又は定温式スポット型感知器は、加熱試験を行い、作動が確実であることを確認する。(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く)	6M
	② イオン化式又は光電式煙感知器は、加煙試験を行い、作動が確実であることを確認する。(自動試験機能又は遠隔試験機能を有する場合を除く)	6M	
3. 総合点検	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内であることを確認する。(自動試験機能を有する場合を除く)	1Y	
	②連動機構用予備電源ごとに、少なくとも1以上の防火戸又は防火シャッターについて、予備電源に切替えた状態で、任意の感知器を作動させ火災表示、音響装置の鳴動が正常であること及び所定の防火戸又は防火シャッターが正常に作動することを確認する。	1Y	
	③ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間(1回線当り) ・感知器回路と大地間(1回線当り)	1Y	

## ②防火ダンパー

表3-3 防火ダンパー

点検項目	点検内容	点検周期
1. 外観点検 (1)ダンパー本体	① 変形、さび、腐食、傷及び損耗の有無を確認する。 ② 温度ヒューズの損傷、ビスの緩み及び脱落の有無を確認する。 ③ ダンパーのがたつき及び変形の有無並びにダクト接続部のすきま等の有無を点検する。 ④吊金具等による躯体との固定に緩み等のないことを確認する。 ⑤検査口からはねが確実に閉鎖することを確認する。	6M 6M 6M 6M 6M
(2)連動制御器	表4-2 防火シャッターの当該事項による。	
(3)感知器	表4-2 防火シャッターの当該事項による。	
2. 機能点検 (1)連動制御器	表4-2 防火シャッターの当該事項による。	
(2)感知器	表4-2 防火シャッターの当該事項による。	
3. 総合点検	① 煙感知器の感度は、所定の感度試験器により感度が所定の範囲内であることを確認する。(自動試験機能を有する場合を除く) ② ダンパーの作動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われることを確認する。 ③ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間(1回線当り) ・感知器回路と大地間(1回線当り)	1Y 1Y 1Y



	6.Vベルトカバー 変形、損傷等の有無を点検する。	6M
	7.Vプーリ	
	① 摩耗、損傷等の有無を点検する。	6M
	② 芯だしの良否を点検する。	6M
	8.羽根車	
	① 汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。	1Y
	② ボルトの緩みの有無を点検する。	1Y
	③ ケーシング等に接触していないことを確認する。	1Y
	9.運転調整	
	① 運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。	1Y
	② 運転電流が定格以下であることを確認する。	1Y
	10.排煙風道との接続部の破損及び変形の有無を点検する。	6M
2. 機能点検	① 手動開閉装置の操作による排煙口及び可動防煙壁の作動状況の良否を確認する。	6M
	② 連動制御器又は作動指令(煙感知器の作動等)により、排煙口及び可動防煙壁が正常に作動することを確認する。	6M
	③ 連動制御器又は手動開閉装置の作動確認表示窓の表示状況の確認	6M
	④ 排煙口及び可動防煙壁を作動させた後、復帰が円滑に行えることを確認する。	6M
3. 総合点検	① 自動又は手動起動装置の操作により、排煙口及び可動防煙壁等の作動、排煙機の連動起動が適切に行われていることを確認する。	1Y
	② 排煙機起動させ、次について確認する。 ・異常音、異常振動の有無 ・電圧、電流値 ・風量 ・回転方向 ・排煙口の開放状況	1Y
	③ 予備電源により、正常に運転できることを確認する。	1Y
	④ 排煙機の起動と連動し、空調機、送風機等の停止制御を行っている場合は、所定の連動動作が適切に行われていることを確認する。	1Y
	⑤ 中央管理室において監視制御している場合、正常に動作しているか確認する。	1Y
	⑥ 次の絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 ・電源回路と大地間 ・端末器回路と大地間(1回線当り) ・感知器回路と大地間(1回線当り)	1Y

#### 4 留意事項

- ・ 本作業に先立ち、業務を適正に実施するため必要な事項を記載した作業体制表・作業工程表及び作業手順書等の業務計画書を事前に提出し、発注者の承認を受けた後、着工すること。
- ・ 保守点検は表4-1に定める資格を有する者が行うこと。
- ・ 保守点検が完了した際は、点検写真等を添付した保守点検報告書を作成し、発注者へ提出する。
- ・ 作業中に既存建物及び工作物等に対して損傷を生じさせないように養生を施すものとし、損傷を与えた場合は、受託者の責任において原形復旧するものとする。ただし、受託者の責に帰さない事由による損害は除く。
- ・ 従事者に対し、業務を行うのに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にすること。
- ・ 業務の履行を通じて知り得た業務上の情報を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。
- ・ 常に整理整頓に心掛け、業務終了時は、速やかに業務に関係した箇所の後片付け及び清掃を行わなければならない。
- ・ 補修及び修理等で、材料を伴わない軽微なものについては、点検中に対応を行うものとする。
- ・ 点検等で発見した、不具合又は不良の箇所等については、予備品・部品の取替等で応急処置を行うものとする。なお、応急処置が出来ない場合には、発注者と協議のうえ適切な予防処置を講じること。

- ・ 不具合・不良箇所及び故障等の修理による部品代及び修理費用は、この契約に含まないものとする。
- ・ その他、本仕様書および後述の関係法令・基準等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。

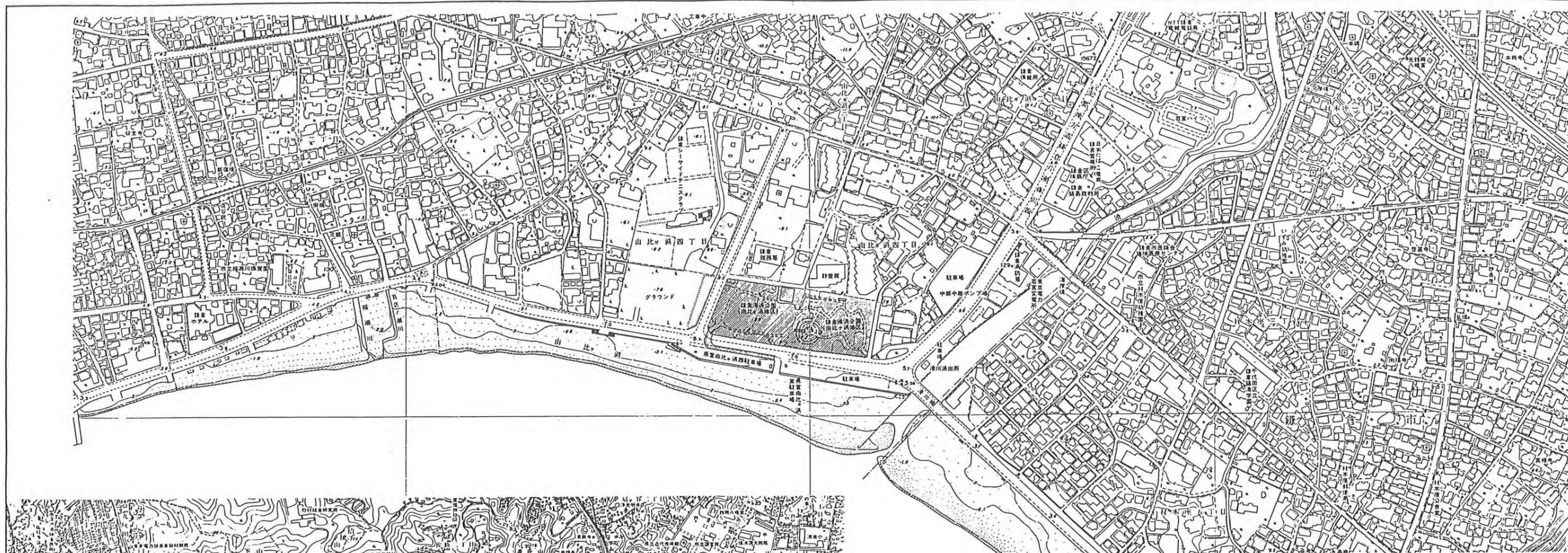
## 5 遵守すべき法令・基準等

本仕様書のほか、建築基準法等の法令及び建築保全業務共通仕様書の最新版を遵守して作業を行うこと。

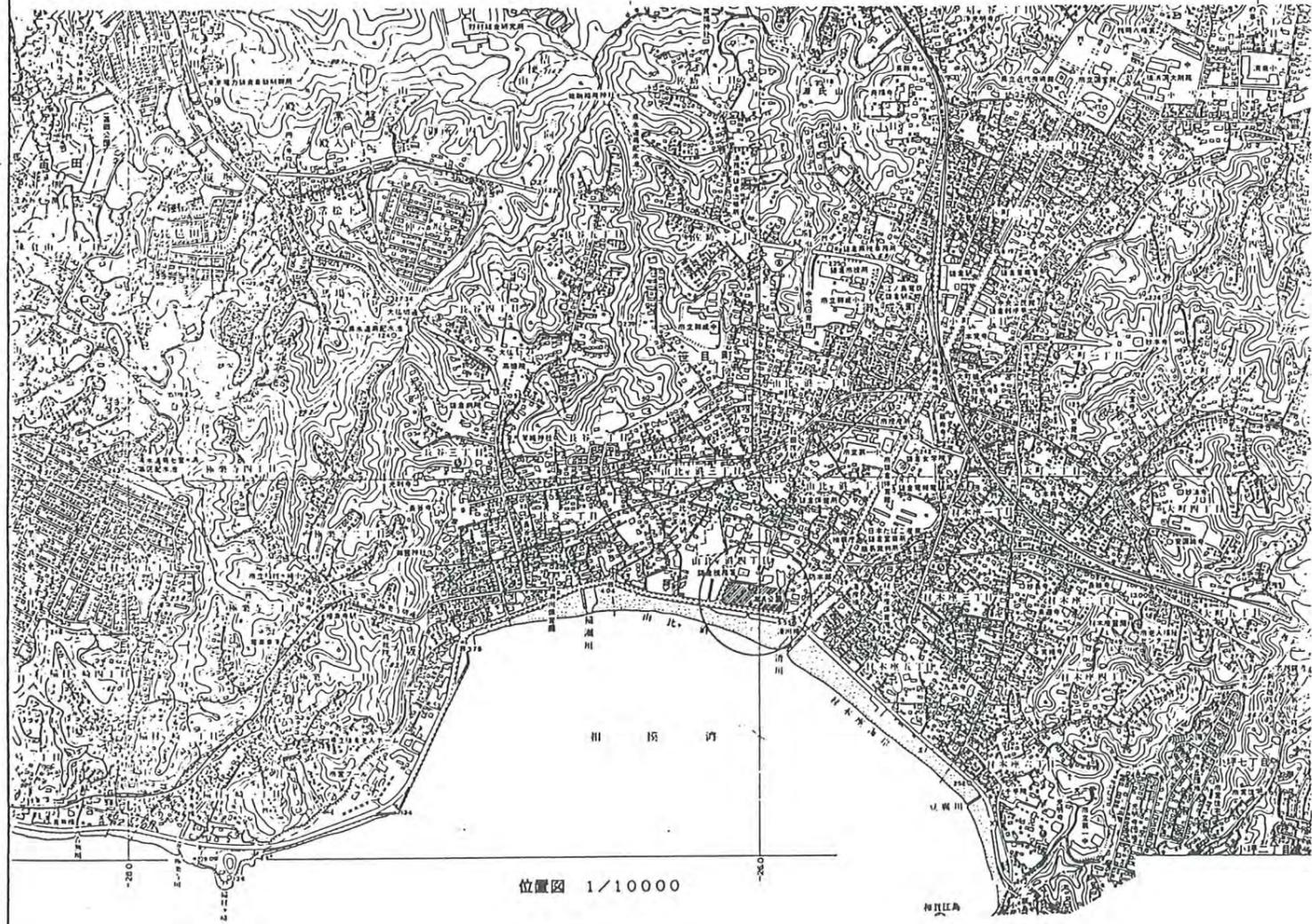
## 6 その他

表6-1 添付図面一覧

図面番号	名 称	縮 尺 (A1版)
1	位置図	1/10,000、1/2,500
M-30	消火設備 凡例・計算書・系統図	—
M-31	消火設備 地下1階平面図	1/200
M-32	消火設備 地下2階平面図	1/200
M-33	消火設備 上床階平面図	1/200
M-34	消火設備 入庫斜路-1図	1/200
M-35	消火設備 入庫斜路-2図	1/200
M-36	消火設備 上床階平面図	1/500



周辺現況図 1/2500



位置図 1/10000



工事名	一般国道134号 緑倉地下駐車場建設工事
路線名	国道134号
施工箇所	鎌倉市由比ヶ浜四丁目 地内
図面名	地下駐車場 位置図
縮尺	1/10000, 1/2500 図面番号 1
神奈川県藤沢土木事務所	

凡 例

番号	記号	名称	仕様・備考
F-1		泡消火ポンプユニット	消防認定品 125A x 980ℓ/min x 80m x 30KW・AC200V50HZ 圧力タンク・制御盤付
F-2		泡消火薬剤貯蔵タンク	加圧内袋式・300ℓ型・水成膜泡消火薬剤 300ℓ貯蔵・プロポーション（ベンチュリー）
F-3		自動警報弁	125, 80 A: 圧力計 x 2・圧カスイッチ付
F-4		一斉開放弁	減圧開放型
F-5		泡ヘッ F	35ℓ/min-2.5kg/cm <sup>2</sup>
F-6		感知用スプリンクラーヘッド	80ℓ/min-1.0kg/cm <sup>2</sup>
F-7		手動起動弁	15Aボール弁・跳板付
FT		消火用水槽	有効水深 9.8m <sup>2</sup> 以上 鋼板製
R-1		連絡放水用送水口	65A双口・自立型
R-2		連絡放水ヘッド	180ℓ/min-5.0kg/cm <sup>2</sup>
H-1		連絡送水管用送水口	65A双口・自立型
H-2		放水口	50, 65A兼用マルチコネクタ
H-3		テスト弁	65A
HT		補助用高架水槽	有効水深 0.5m <sup>2</sup> 以上
—F—		泡消火用配管	JIS G 3452 (SGP) 白管
—R—		連絡放水用配管	JIS G 3452 (SGP) 白管
—H—		連絡送水管用配管	JIS G 3454 (STPG) スケジュール40
—D—		排水 管	JIS G 3452 (SGP) 白管

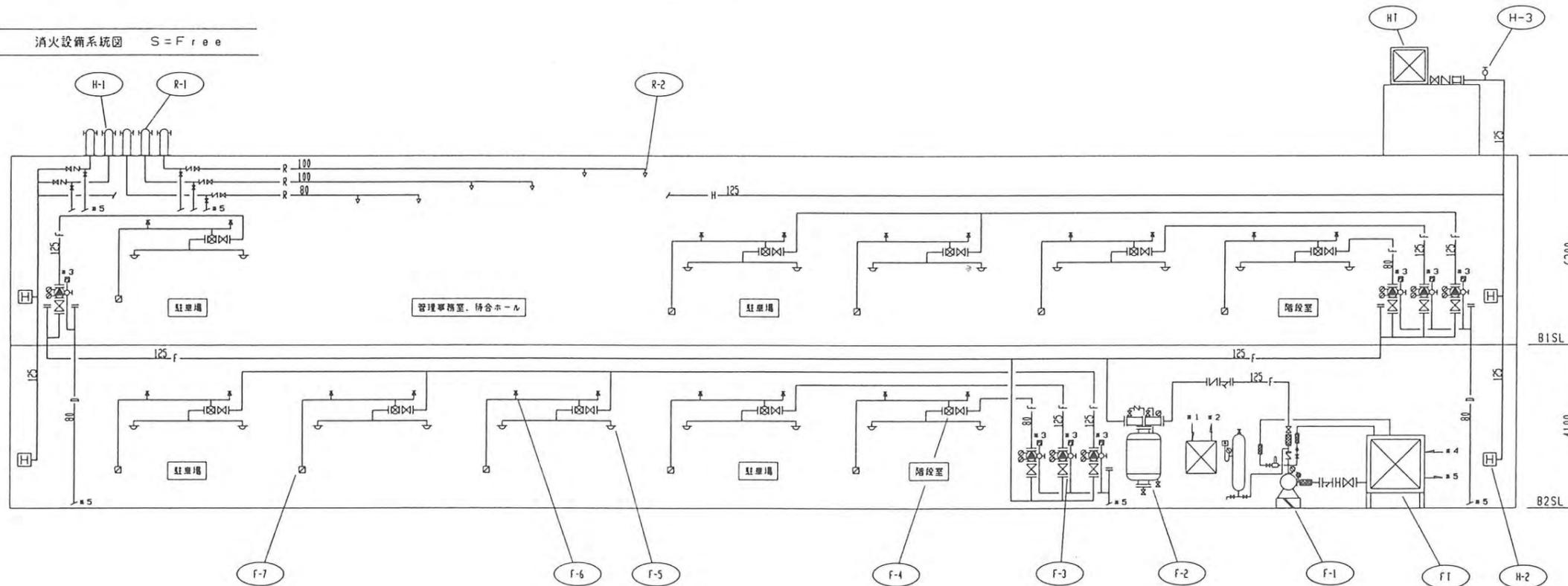
計 算 書

設備名称	消 火 設 備	連絡送水管設備
同時放水量	28個 (14個 + 14個2区画同時)	—
水源量計算	35ℓ/min x 28個 x 10min = 9800ℓ → 9.8m <sup>3</sup>	—
消火薬剤量計算	35ℓ/min x 28個 x 10min x 0.03 = 294ℓ	—
ボ ン プ ア リ テ ィ ン グ	揚 水 量 Q	980ℓ/min → 0.98m <sup>3</sup> /min
	ヘッ F (ノズル) 吐出圧力水頭	25.0 m
	自動警報弁 (ホース) 損失圧力水頭	5.0 m
	配管等内摩損損失圧力水頭	21.6 m
	混合器損失水頭	6.7 m
	高 差	13.6 m
	予 備	8.1 m
揚程合計	H	80.0 m
公式: KW = 0.163 x Q x H x 1.1 / K	22.26 → 30KW	110.0 m (設計送水圧力)

工 事 区 分

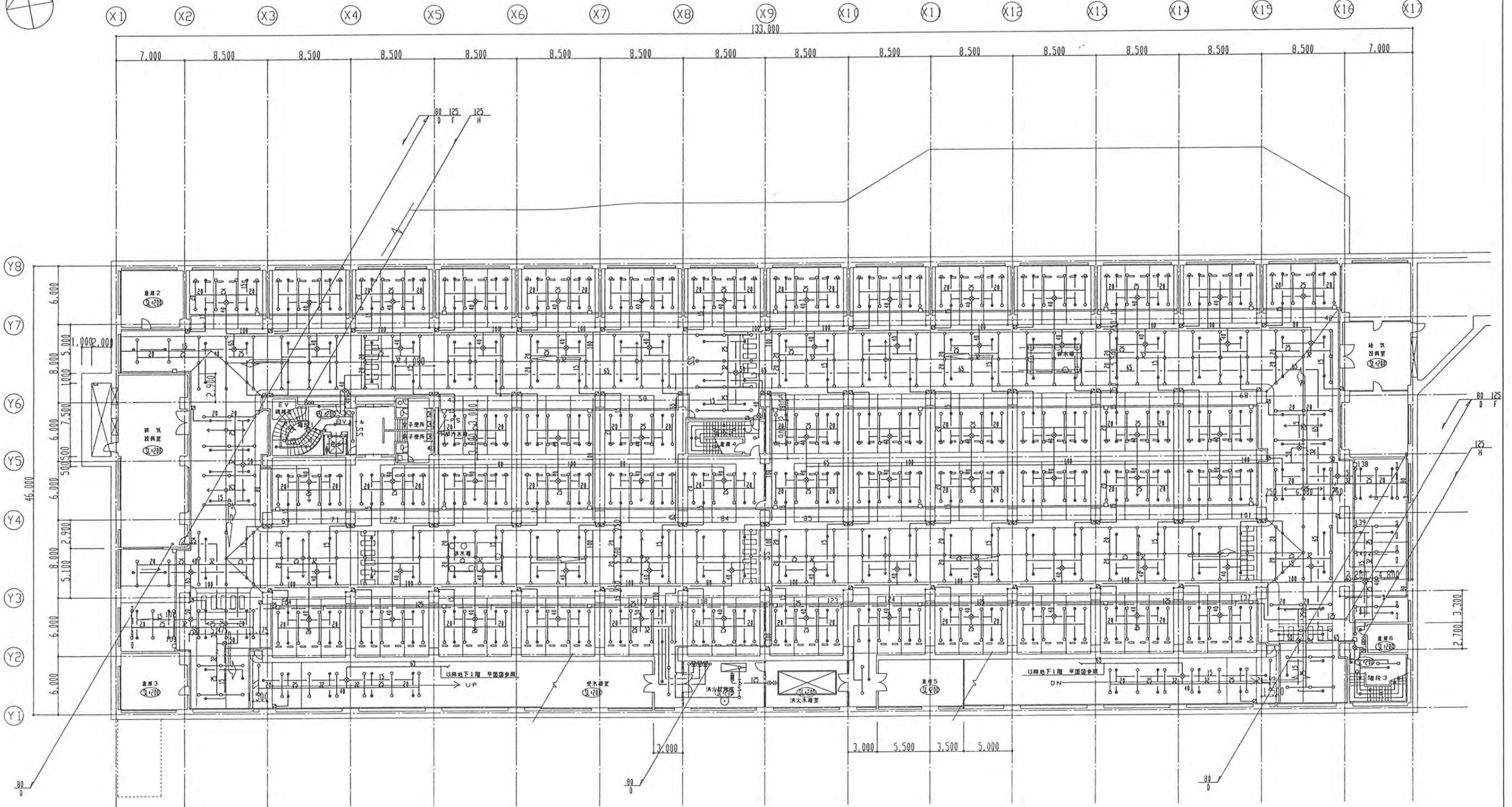
※1: 入力電源	非常電源引込及び接地	(電気設備工事)
※2: 自火報受信機へ	ポンプ起動信号・過電流警報信号	(電気設備工事)
※3: 自火報受信機へ	自動警報弁作動信号	(電気設備工事)
※4: 給 水		(衛生設備工事)
※5: 排 水		(衛生設備工事)

消火設備系統図 S = Free

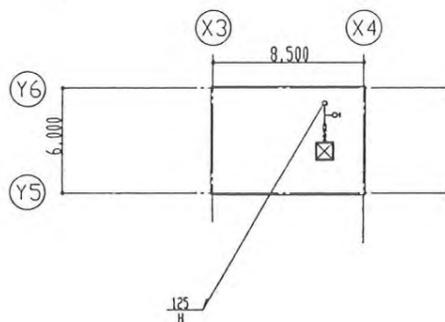
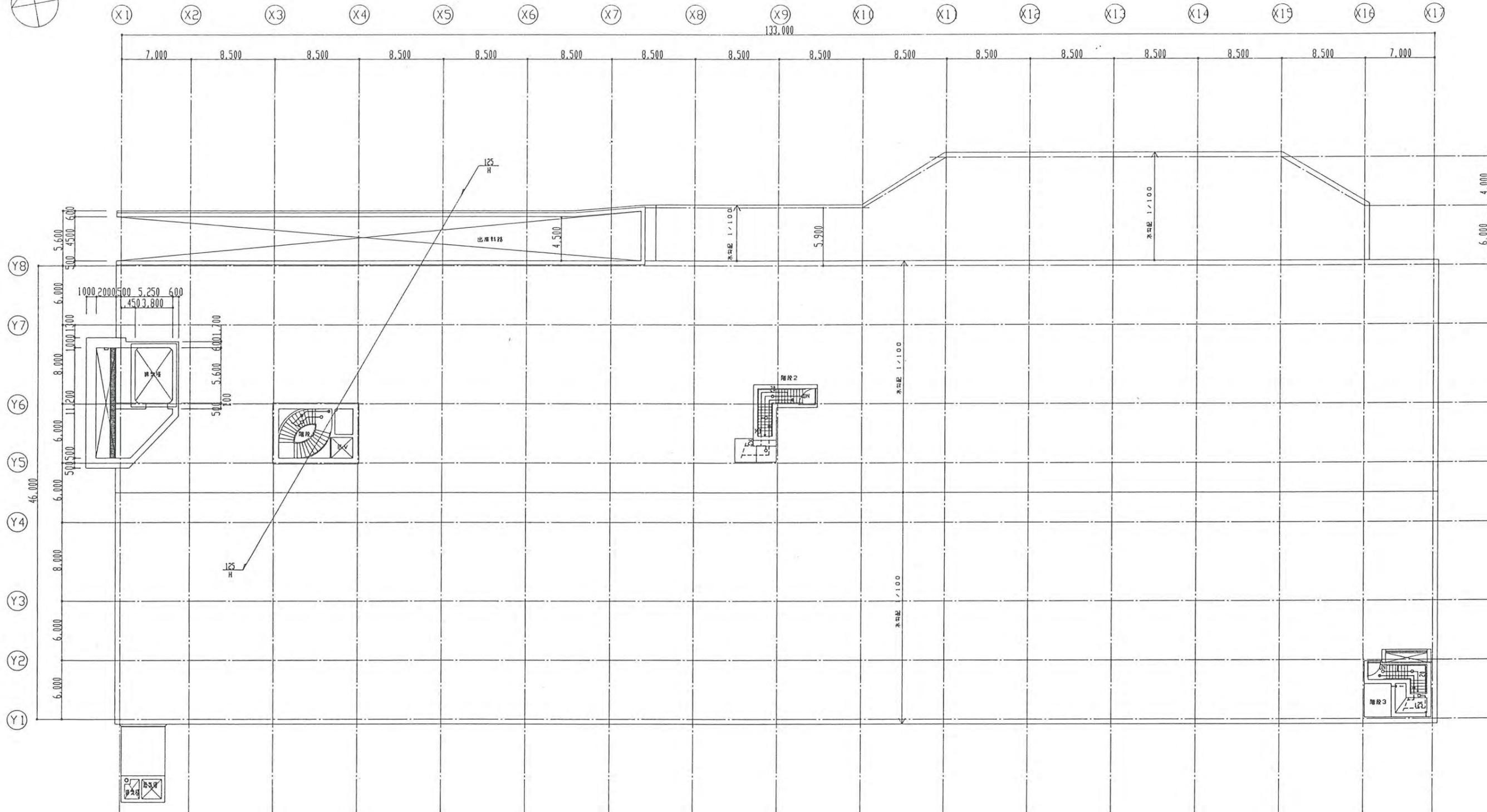


工事名	一般国道134号 鎌倉地下駐車場建設工事		
路線川名	国道134号		
施工箇所	鎌倉市比ヶ浜四丁目		
図名	地下駐車場 消火設備 凡例・計算書・系統図		
縮尺	—	図面番号	M-30
神奈川県藤沢土木事務所			



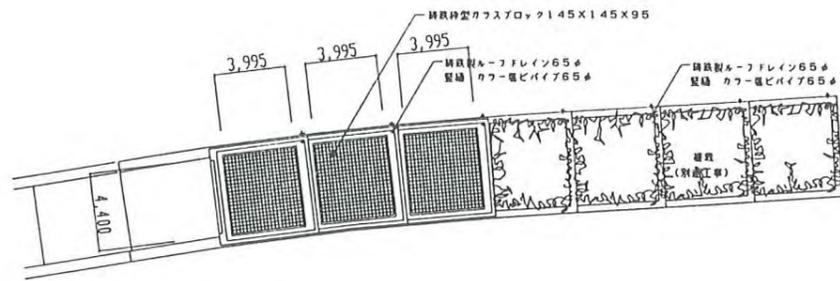


工事名	一般国道134号 鎌倉地下駐車場建設工事		
路線名	国道134号		
施工箇所	鎌倉由比ヶ浜四丁目		
図名	地下駐車場	消火設備	地下2層平面図
縮尺	1/200	図面番号	M-32
神奈川県藤沢土木事務所			

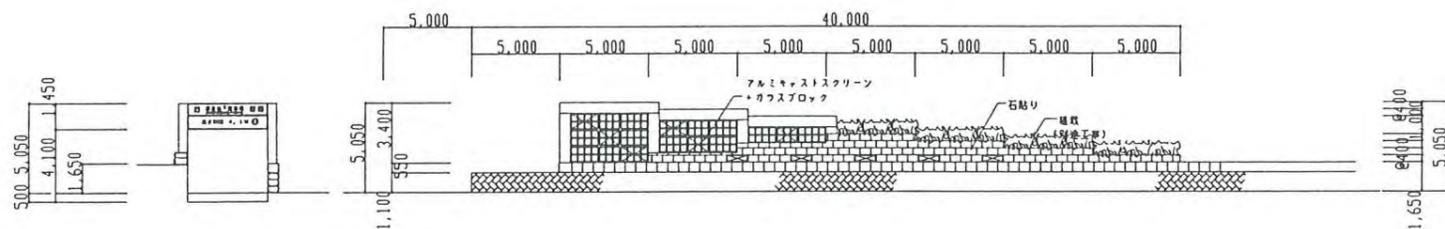


工事名	一般国道134号 鎌倉地下駐車場建設工事		
路線名	国道134号		
施工箇所	鎌倉由比ヶ浜四丁目		
図面名	地下駐車場 消火設備 上床階平面図		
縮尺	1/200	図面番号	M-33
神奈川県藤沢土木事務所			

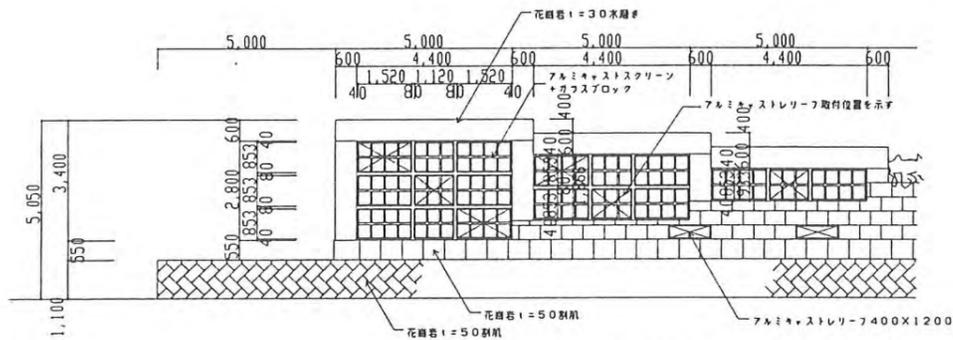




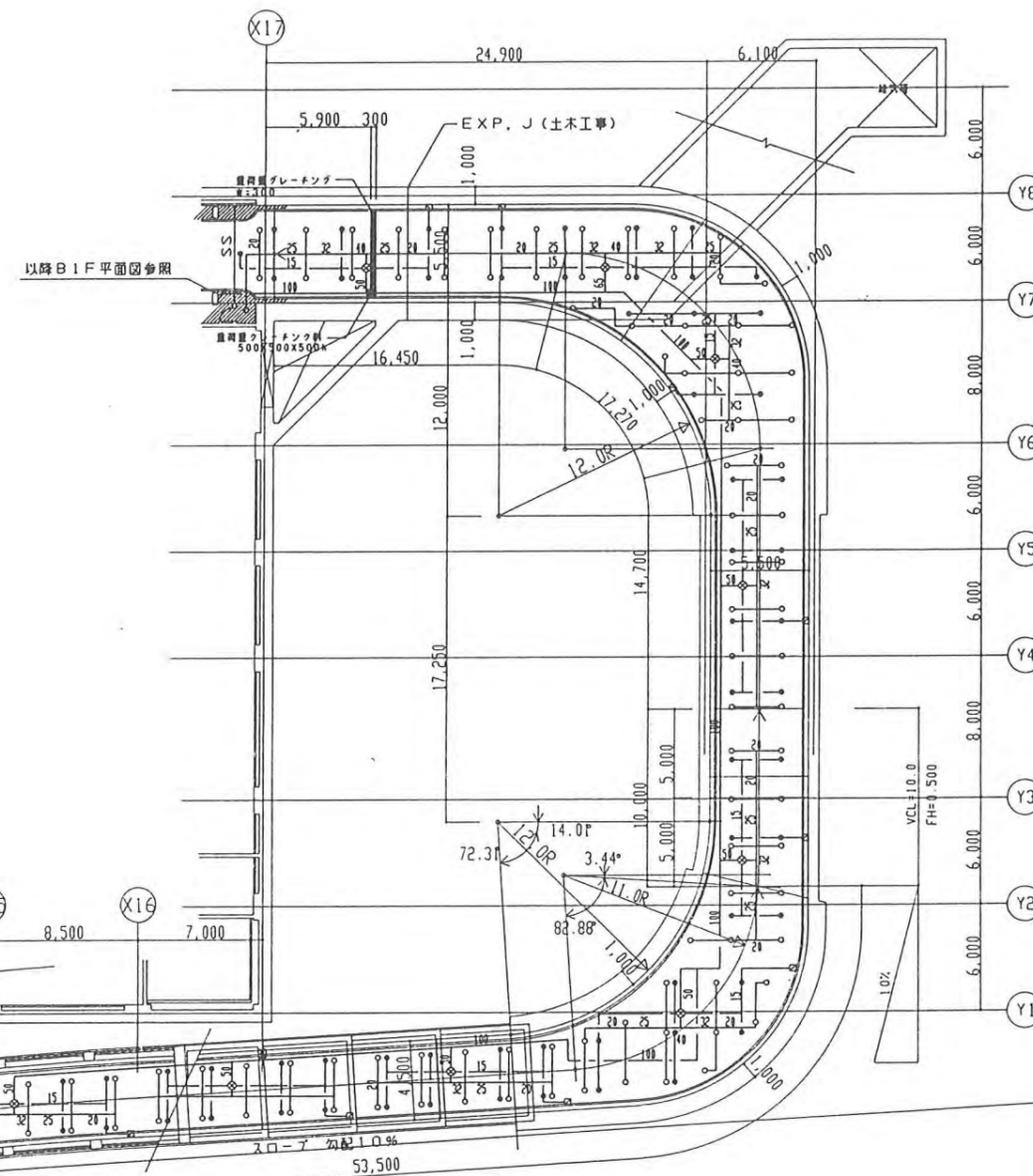
入庫斜路2屋根伏図 1/200



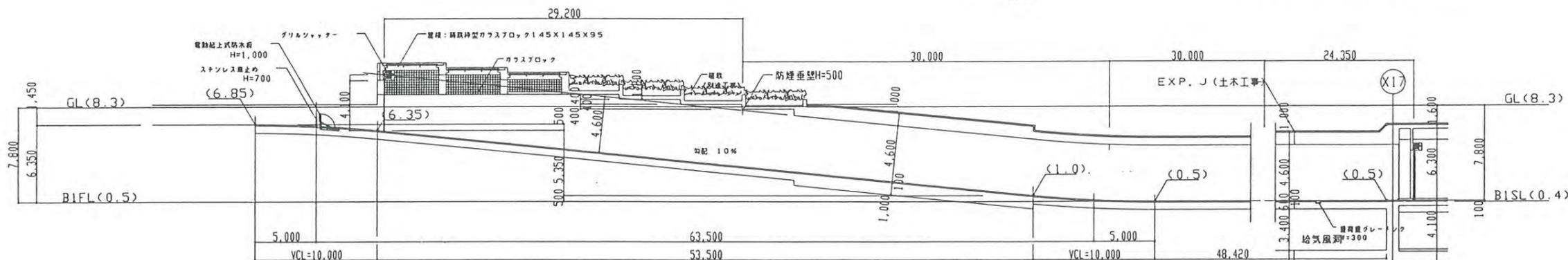
入庫斜路2立面図 1/200



立面図 1/100



入庫斜路2平面図 1/200



入庫斜路2断面図 1/200

工事名	一般国道134号 鎌倉地下駐車場建設工事
路線名	国道134号
施工箇所	鎌倉市比ヶ浜西丁目
図面名	地下駐車場 消火設備 入庫斜路-2図
縮尺	1/200 図面番号 M-35
神奈川県藤沢土木事務所	



## 04 自動ドア保守点検業務 参考仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、由比ガ浜地下駐車場に設置された自動ドア設備に対して、本仕様書および関係法令等に従い点検や部品交換等を行い、その結果を関係機関へ報告することで、当該設備を良好な状態に維持することを目的とする。

### 2 対象設備

本業務における保守点検の対象設備は、由比ガ浜地下駐車場に設置された自動ドア（両開き自動ドア・4台）とする。

- ・ ナブコ製ドアーエンジン装置(本体)
- ・ ドアーエンジン動力部装置
- ・ ドアーエンジン制御部装置
- ・ ドアーエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

### 3 業務概要

保守点検等の頻度・内容

前述の設備の点検内容、点検周期は、表3-1のうち、対象設備に該当する項目とする。

なお、点検周期の表記は、次による。

- ・「3M」は、3月毎に行うものとする。
- ・「6M」は、6月毎に行うものとする。
- ・「1Y」は、1年毎に行うものとする。

表3-1 自動ドア設備

点検項目	点検内容	点検周期
1. ドア・サッシ部	① ドア本体の傷、さび、腐食及び汚れの有無を点検する。	3M
	② 自動ドア表示ステッカー又は警告ラベルの有無を点検する。	3M
	③ ドア本体作動時の異常音の有無を点検する。	3M
	④ ドアと無目の隙間が適正であることを確認する。	3M
	⑤ 全閉時戸先隙間又はドアと床面の隙間が適正であることを確認する。	3M
	⑥ 引き戸式の場合は、①から⑤までのほか、次による。 ・ ドアと中間方立及びガイドレールの隙間が適正であることを確認する。 ・ 無目点検カバーの取付け状態を確認する。 ・ 安全柵又は防護柵を点検する。	3M
2. 懸架部	引き戸式の場合は、次の点検を行う。 ・ 戸車、ハンガーレールの汚れ、磨耗及び損傷 ・ ハンガーレールの取付け状態 ・ 戸車及びブロッパーの取付け状態	3M
3. 動力部・作動部	① 手動開閉の動作確認及び異常音の有無を点検する。	3M
	② エンジンの取付け状態を確認する。	6M
	③ 引き戸式の場合は、①及び②のほか、次による。 ・ 防振ゴムの変形の有無を点検する。 ・ 従動プーリーの取付け状態を点検する。 ・ ベルト、チェーン、ワイヤーの張り、磨耗及び取付け状態を確認する。	6M
4. 制御装置	① 開閉速度及び開放タイマーの時間を点検する。	3M
	② 徐行速度の状態を点検する。	3M
	③ ドア位置検出スイッチの取付け状態を点検する。	3M
	④ 電源スイッチの作動状態を点検する。	3M
	⑤ 制御装置の取付け状態を点検する。	3M
5. センサー部	① センサー、補助センサーの取付け状態及び作動状態を点検する。	3M
	② センサー及び補助センサー検出面の汚れの有無を点検する。	3M
	③ タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態を点検する。	3M
	④ マットスイッチの変形及び亀裂の有無を点検する。	6M
	⑤ マットスイッチの排水口のごみ詰まりの有無を点検する。	1Y
6. 電気回路	① 通常開閉動作及び反転動作を点検する。	3M
	② 電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂の有無を点検する。	6M

	③ 絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。	1Y
	④ 電源電圧を測定し、その良否を確認する。	1Y

#### 4 留意事項

- ・ 本作業に先立ち、業務を適正に実施するため必要な事項を記載した作業体制表・作業工程表及び作業手順書等の業務計画書を事前に提出し、発注者の承認を受けた後、着工すること。
- ・ 保守点検が完了した際は、点検写真等を添付した保守点検報告書を作成し、発注者へ提出する。
- ・ 作業中に既存建物及び工作物等に対して損傷を生じさせないように養生を施すものとし、損傷を与えた場合は、受託者の責任において原形復旧するものとする。ただし、受託者の責に帰さない事由による損害は除く。
- ・ 従事者に対し、業務を行うのに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にすること。
- ・ 業務の履行を通じて知り得た業務上の情報を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。
- ・ 常に整理整頓に心掛け、業務終了時は、速やかに業務に関係した箇所の後片付け及び清掃を行わなければならない。
- ・ 補修及び修理等で、材料を伴わない軽微なものについては、点検中に対応を行うものとする。
- ・ 点検等で発見した、不具合又は不良の箇所等については、予備品・部品の取替等で応急処置を行うものとする。なお、応急処置が出来ない場合には、発注者と協議のうえ適切な予防処置を講じること。
- ・ 不具合・不良箇所及び故障等の修理による部品代及び修理費用は、この契約に含まないものとする。
- ・ その他、本仕様書および後述の関係法令・基準等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。

#### 5 遵守すべき法令・基準等

本仕様書のほか、建築基準法等の法令、建築保全業務共通仕様書の最新版を遵守して作業を行うこと。

## 05 シャッター保守点検業務 参考仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、由比ガ浜地下駐車場に設置されたシャッター設備に対して、本仕様書および関係法令等に従い点検や部品交換等を行い、その結果を関係機関へ報告することで、当該設備を良好な状態に維持することを目的とする。

### 2 対象設備

本業務における保守点検の対象設備は、由比ガ浜地下駐車場の出口・入口シャッター（3基）及びエレベーター出入口シャッター（1基）の合計4基とする。

#### (1) 出口・入口シャッター

(①上り線入口シャッター ②下り線入口シャッター ③出口シャッター)

寸法 : ①4.47m×4.17m  
: ②4.485m×4.17m  
: ③4.49m×4.29m

形式 : 上部電動式重量シャッター

障害物検知装置 : 障害物検知装置、リミットスイッチ、エマージェンシースイッチ等有

#### (2) エレベーター出入口シャッター

寸法 : 5.11m×2.39m

形式 : 上部電動式重量シャッター

障害物検知装置 : 障害物検知装置、リミットスイッチ、エマージェンシースイッチ等有

### 3 業務概要

保守点検等の頻度・内容

前述の設備の点検内容、点検周期は、表3-1のうち、対象設備に該当する項目とする。

なお、点検周期の表記は、次による。

・「1Y」は、1年毎に行うものとする。

表3-1 シャッター設備

点検項目	点検内容	点検周期
1. 本体	① 建具及びその周囲からの漏水の有無を点検する。	1Y
	② 開閉作動状態の良否を点検する。	1Y
	③ 変形、損傷、塗装表面等の劣化の有無を点検する。	1Y
	④ さび及び腐食の有無を点検する。	1Y
	⑤ 取付け状態の良否を点検する。	1Y
	⑥ 施錠状態の良否を点検する。	1Y
	⑦ 障害物感知装置がある場合は、障害物を感知し停止する等の安全装置の作動状況を点検する。	1Y

### 4 留意事項

- ・ 本作業に先立ち、業務を適正に実施するため必要な事項を記載した作業体制表・作業工程表及び作業手順書等の業務計画書を事前に提出し、発注者の承認を受けた後、着工すること。
- ・ 保守点検が完了した際は、点検写真等を添付した保守点検報告書を作成し、発注者へ提出する。
- ・ 作業中に既存建物及び工作物等に対して損傷を生じさせないように養生を施すものとし、損傷を与えた場合は、受託者の責任において原形復旧するものとする。ただし、受託者の責に帰さない事由による損害は除く。
- ・ 従事者に対し、業務を行うのに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にすること。
- ・ 業務の履行を通じて知り得た業務上の情報を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

- ・ 常に整理整頓に心掛け、業務終了時は、速やかに業務に関係した箇所の後片付け及び清掃を行わなければならない。
- ・ 補修及び修理等で、材料を伴わない軽微なものについては、点検中に対応を行うものとする。
- ・ 点検等で発見した、不具合又は不良の箇所等については、予備品・部品の取替等で応急処置を行うものとする。なお、応急処置が出来ない場合には、発注者と協議のうえ適切な予防処置を講じること。
- ・ 不具合・不良箇所及び故障等の修理による部品代及び修理費用は、この契約に含まないものとする。
- ・ その他、本仕様書および後述の関係法令・基準等に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、定めるものとする。

## 5 遵守すべき法令・基準等

本仕様書のほか、建築基準法等の法令及び建築保全業務共通仕様書の最新版を遵守して作業を行うこと。

